農地の競売・公売（買受適格証明）について

1. 農地の競売（公売）に参加するには

競売・公売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。これを買受適格証明書と言います。農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者は買受適格証明書を有している者に限定するという取扱いがなされています。買受適格証明書が必要な農地である場合には、公告書にその旨の表示があります。買受適格証明書を発行する官庁は逗子市の場合、逗子市市民協働部経済観光課になります。

1. 手続きのながれ

（１）入札参加申し込み開始日の30日前までに、買受適格証明願を経済観光課に提出

（２）審査後、適格者であると判断された場合は後日買受適格証明書を発行

競売（公売）農地を落札された場合、第3条目的の場合は「農地法第3条の許可申請」、第5条目的の場合は「農地法第5条の許可申請」が改めて必要となります。

1. 申請書など

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添　　付　　書　　類法　第　３　条　目　的　 | 申　　請　　人 |
| 市外者 | 農地所有適格法人 |
| 1 | 買受適格証明願（別紙） | 〇 | 〇 |
| 2 | 申請農地の全部事項証明書（申請前３か月以内に法務局で取得したもの） | 〇 | 〇 |
| 3 | 入札予定と分かる資料 | 〇 | 〇 |
| 4 | 公図（申請前３か月以内に法務局で取得したもの） | 〇 | 〇 |
| 5 | 位置図 | 〇 | 〇 |
| 6 | 住民票 | 〇 |  |
| 7 | 法人の全部事項証明書（申請前３か月以内に法務局で取得したもの） |  | 〇 |
| 8 | 定款又は寄付行為の写し |  | 〇 |
| 9 | 組合員名簿又は株主名簿の写し |  | 〇 |
| 10 | 通作経路図 | 〇 |  |
| 11 | 耕作証明書（耕作地を管轄する農業委員会で取得） | 〇 | 〇 |
| 12 | 耕作地における営農計画書（別紙） | 〇 | 〇 |
| 13 | 代理人申請の場合は委任状 | 〇 | 〇 |
| 14 | その他必要と認められる書類 |  |  |

※法第５条目的の様式については、別途ご相談ください。